

食品原材料調達リスク軽減対策事業

【令和5年度補正予算額 4,400百万円】

<対策のポイント>

ウクライナ情勢等に関連して、依然として多くの輸入食品原材料の価格が高い水準にあるほか、近年の国際的な食料需要の増加や為替変動など、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品事業者の原材料の調達リスクの軽減が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、**産地との連携強化**や**原材料調達先の多角化**の取組を支援することで、**原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化**を図ります。

<事業目標>

フードサプライチェーンの強化による食料安定供給の確保

<事業の内容>

1. 食品製造事業者等と産地の連携強化に対する支援

食品製造業者等が求める原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地支援の取組(例：引受け量拡大に対応してもらうための収穫機械の貸与等)を行う食品製造事業者等の産地との連携による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品の開発・製造・販売・PRの取組を支援します。

2. 食品原材料調達先の多角化に対する支援

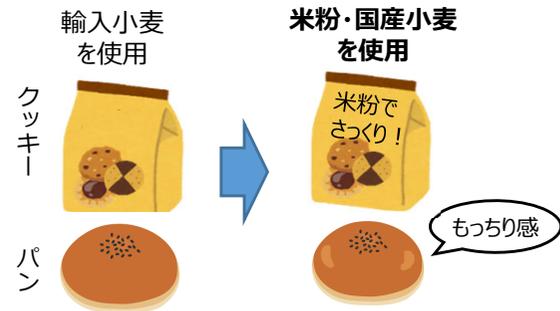
原材料調達先の多角化を通じた調達リスクの軽減のため、食品製造事業者等(二次、三次加工業者に食品原材料を供給する一次加工業者を優先して支援対象とする。)による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品の開発・製造・販売・PRの取組を支援します。

<事業イメージ>

食品製造事業者等と産地の連携強化



原材料調達先の多角化



国産原材料導入のための製造ラインの増設



<事業の流れ>



食品原材料の調達リスク軽減対策について

○ 食品原材料調達リスク軽減対策事業 スキーム

補助対象者：

価格が2割以上高騰している輸入食品原材料を使用していること又は令和4年2月以降の地政学リスク等により輸入に支障が生じたことがあることを証明できる食品製造事業者等※

※ ①食品の加工・製造事業者又はその団体、②飲食店等又はその団体、③①又は②の事業者とともに事業を実施しようとする者。

支援の対象となる取組：

(1) 食品製造事業者等と産地の連携強化支援

食品製造事業者等が産地を支援する次に掲げるア～エ又はこれらに類する取組を行うことを補助要件とした上で、産地との連携による食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱量増加を含む)に伴う機械・設備の導入・更新、調査、新商品等の開発、製造・販売・PRの取組を支援

- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導

(2) 食品原材料調達先多角化支援

食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱量増加を含む)に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PRの取組を支援

※ ポイント制等による採点にて採択を行う。ポイントの要素としては、①取組(1)の産地を支援する取組、②取組(2)の一次加工業者の取組、③国産食品原材料への切替(国産食品原材料の取扱量増加を含む)、④商品の新規性等。

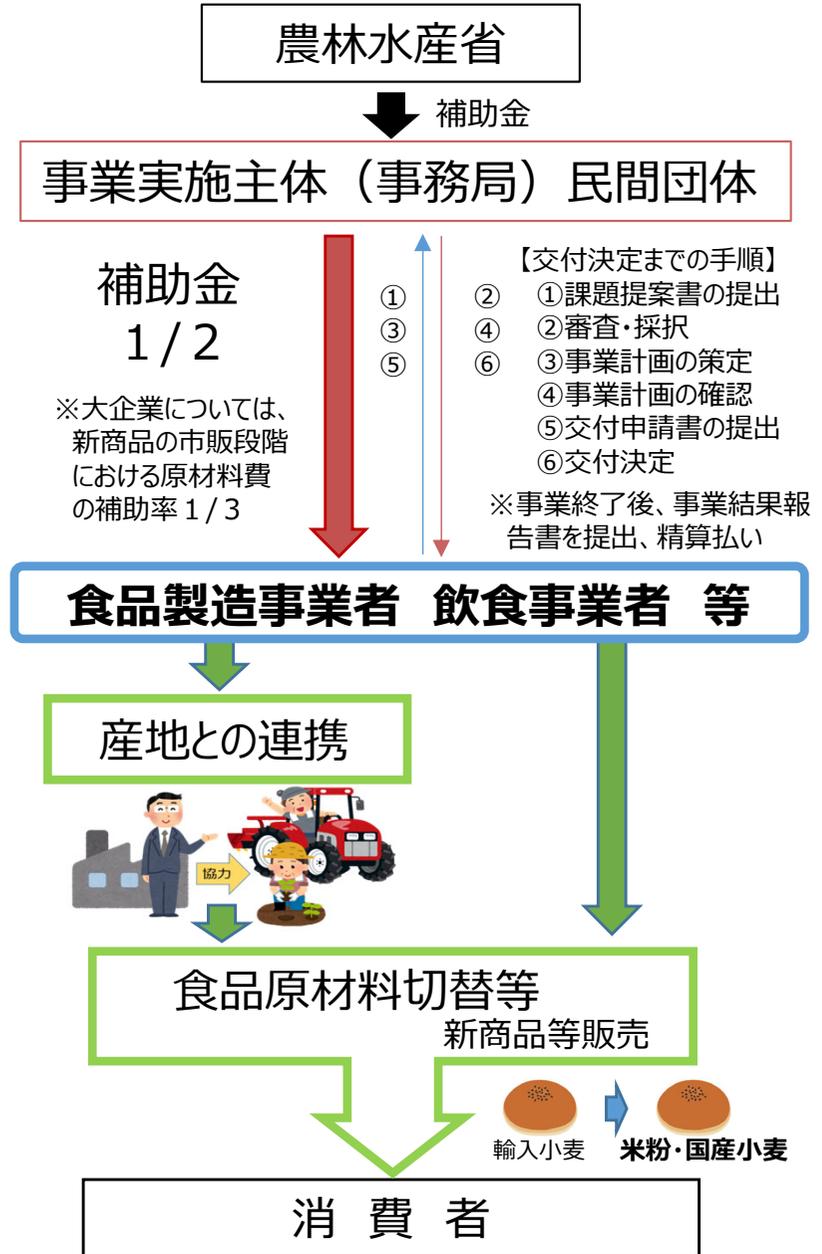
支援対象経費：

- 取組(1)の産地の支援に係る、①資材、機械、設備導入費、②産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、③産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費等
 - 取組(1)、(2)の①新商品開発費(試作品の原材料費等)、②食品原材料切替等に伴う機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費、新商品PR費、③新商品の市販段階における原材料費(販売促進のための一定期間分に限る)等
- ※ ③は、小売製品の製造又は飲食店の調理等で使用される輸入小麦又はその加工品を、安定的調達が可能と見込まれる米、小麦又はその加工品へ切り替えるものに限る。支援期間は、2ヶ月間以内とする。

補助率・補助上限：1/2等

採択1件当たりの補助上限は5億円(ただし、新商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限は上記とは別に1億円)

事業実施期間：令和5年11月29日以降の取組(期限は事務局が決定)



【今後の予定】

令和5年12月 事業実施主体(事務局)決定予定
令和6年2月以降 事業実施者の公募開始予定